

鈴鹿市まちづくり基本条例 逐条解説

鈴 鹿 市

鈴鹿市まちづくり基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 まちづくりの基本原則（第4条－第9条）
- 第3章 市民、市議会及び市の役割（第10条－第12条）
- 第4章 まちづくりを推進する仕組み（第13条－第16条）
- 第5章 行政運営（第17条－第24条）
- 第6章 条例の推進及び見直し（第25条・第26条）

前文

私たちのまち鈴鹿市は、東に伊勢湾、西に鈴鹿山脈と恵まれた自然環境の中にあり、水稻やお茶、花木をはじめとする農林業や、海苔養殖などの水産業が栄えてきました。また、先人達から引き継がれている文化や歴史にも支えられて、伊勢型紙や鈴鹿墨など全国的に有名な伝統工芸も培われてきました。

現在では、自動車産業をはじめとした数多くの企業が立地する工業都市として、また、モータースポーツ都市としても発展し、世界中から多くの人が本市を訪れ、居住し、国際色豊かなまちとなっています。

地方分権が進む中で、多様化する市民の声を生かしながら、市民それぞれがまちへの関心や愛着を持ち、お互いに尊重し、共に学び、人と人、地域と地域がつながり合い支え合う地域コミュニティや、市民が主体となった様々な市民活動を活性化させ、みんなで協働して、活力のある、住みよい鈴鹿市を目指すために、この条例を制定します。

【解説】

この条例は、理念的な条例であるため、制定の目的等を前文として、分かりやすく示したものです。

本市の地理や歴史、文化等の特徴を挙げた上で、制定に至る背景や制定によって目指すもの、また、その決意を示しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市のまちづくりの基本原則等を定めることによって、市民、市議会及び市が協力し合い、住みよいまちをつくっていくことを目的とします。

【解説】

まちづくりの主体である市民、議事に関する市の意思決定機関である市議会、執行機関である市が、それぞれの役割や責任を分担し、協力し合って、住みよい鈴鹿市をつくっていくことを、目的として定めています。

そのため、この条例では、まちづくりの基本原則や、まちづくりを推進する仕組み等を規定し、まちづくりの方向性や考え方を明らかにしています。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 本市に居住する個人のほか、本市にかかわる個人及び法人その他の団体をいいます。
- (2) 市議会 市議会議員をもって構成される議事に関する本市の意思決定機関をいいます。
- (3) 市 地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第7章に基づいて設置される本市の執行機関及び鈴鹿市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年鈴鹿市条例第24号）第4条第2項に規定する上下水道事業管理者をいいます。
- (4) まちづくり 市民一人ひとりが夢及び生きがいを持って安心して暮らせるなど、住みよいまちをつくるために行われる公共的な活動をいいます。

【解説】

ここでは、この条例を正しく理解し、運用していく上で、明確にしておかなければならない用語の定義を定めています。

第1号は、「市民」の定義です。

市民の最も基本的な捉え方は、年齢や国籍に関係なく、本市に暮らしている個人としています。この本市に暮らしている市民が、まちづくりの中心となります。

しかしながら、本市を活力ある住みよいまちにするためには、より多くの人にまちづくりにかかわってほしいとの考えから、本市で働き、学び、活動して

いる人、一時的に滞在する人といった本市にかかわる人や自治会、地域づくりの活動団体、NPO等の団体、事業所等を有する法人等も市民に含めることとしています。

第2号は、「市議会」の定義です。

市議会は、地方自治法に基づき、市民から選挙で選ばれた議員により構成された合議制の機関で、地方自治体としての意思決定等を行う市政の議事機関としています。

第3号は、「市」の定義です。

地方自治法に基づく執行機関である市長、行政委員会である教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び鈴鹿市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第4条第2項に規定する上下水道事業の管理者を市としています。

また、消防長や執行機関を補助して市の業務を行う、副市長、会計管理者、職員等も市に含まれます。

市は、法律に基づく執行機関の他にも、市役所という施設や場所、地理的な範囲といった様々な意味で使用されていますので、この条例においての用い方を明確にするために、法令等に基づいて説明しています。

第4号は、「まちづくり」の定義です。

まちづくりは、市民、市議会、市が、住みよいまちをつくるために行う公共的な活動や事業をいいます。

市民によって行われているまちづくりには、各地域での海岸・河川等の清掃や防犯パトロール、また、NPOやボランティアによる子育て支援や福祉に関する活動等があります。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、本市のまちづくりの基本となる条例であり、まちづくりにかかわるすべての仕組み及び活動のよりどころとします。

【解説】

市民、市議会、市が本条例に規定するまちづくりの基本原則等に沿って、それぞれの役割を果たすことにより、住みよいまちが実現されることから、この条例を本市のまちづくりの基本となる条例と位置付けています。

市民、市議会、市は、まちづくりを行うに当たっては、この条例の考え方や方向性等に沿った形で進めていくことになります。

第2章 まちづくりの基本原則

(市民参加)

第4条 まちづくりは、市民参加によって進められるものとします。

【解説】

まちづくりは、市民が様々な形で参加することによって進められるものです。このことから、本条例では、市民参加を「まちづくりの基本原則」として定めています。

市民参加の方法には様々な形があります。審議会や委員会等への委員としての参加はもちろん、環境美化や防災・防犯等の公共的な活動にかかわったり、市が行うアンケートやパブリックコメント等に協力したりすることも、そのひとつといえます。

まちづくりに関心を持っていただくことが参加への第一歩であり、その上で、できる範囲でかかわっていただくことが大切であると考えています。

(市民の権利)

第5条 市民は、様々なまちづくりに参加できるとともに、まちづくりを行う団体を組織することができるものとします。

2 市民は、まちづくりを推進するために、市及び市議会が保有する市政に関する情報について、知る権利を有するものとします。

【解説】

市民は、それぞれの状況に応じて、市政や地域で行われる様々なまちづくりに参加できるとともに、自らまちづくりを行おうとする団体を組織することもできるものとしています。

また、まちづくりを効果的に進めるために、市や市議会が保有する市政に関する情報を知る権利があるものとしています。この市政に関する知る権利については、鈴鹿市情報公開条例においても明記されています。

なお、市民のまちづくりへの参加は、市民の自発的で自由な意思に基づくもので強制されるものではなく、参加不参加を理由に不利益な扱いを受けるものではありません。

(こどもの権利)

第6条 こどもは、生きる、守られる、育つ、参加する権利を有することから、健やかに成長する環境を享受できるとともに、まちづくりに参加することができるものとします。

【解説】

こどもは、当然市民の一員であり、前条の権利を有していますが、こどもが次代を担う大切な財産であることを改めて認識するとともに、こどもの権利を守り、健やかに成長する環境をつくっていくことが、人に優しい、住みよいまちに繋がっていくとの考えから、特に「こどもの権利」を定めています。

なお、本条例におけるこどもは、こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められた「児童の権利に関する条約」に準じて、18歳未満の市民と考えています。

また、ここに明記しています「生きる」、「守られる」、「育つ」、「参加する」の4つの権利についても、「児童の権利に関する条約」に基づくものとしています。

(協働)

第7条 市民、市議会及び市は、相互に理解を深め合い、信頼関係を築き、それぞれの立場を尊重しながら、果たすべき役割及び責任を分担しつつ、協力し合い、まちづくりを進めるものとします。

【解説】

近年の社会経済情勢の急激な変化や、人口減少社会、超高齢社会の到来等、本市を取り巻く環境の大きな変化に対応し、住みよいまちをつくっていくためには、市民、市議会、市が、協力してまちづくりに取り組んでいく必要があります。

協働の形はいろいろありますが、本条例では、市民、市議会、市が、お互いに理解を深め合うことによって信頼関係を築き、それぞれの立場を尊重しながら、役割と責任を分担し、協力し合ってまちづくりを進めることとしています。

(情報共有)

第8条 市民、市議会及び市は、それぞれが保有するまちづくりに関する情報の共有に努めるものとします。

【解説】

まちづくりを協働して行っていくためには、市民、市議会、市が、それぞれ

保有しているまちづくりについての情報を、相互に提供して、共有に努めることが大切です。

市が保有する情報量は多いため、市議会の持つ情報と併せて、市民に分かりやすく提供し、市民はその情報をまちづくりに効果的に活用するものとします。

市民が保有するまちづくりについての情報としては、それぞれの地域における様々なまちづくりの取組や各種団体の状況、各分野に精通した人材、また、防災・防犯上の問題点、環境の実態等が考えられます。

ただし、地域における防災・防犯や福祉等の活動については、一定の個人情報共有する必要があるため、鈴鹿市個人情報保護条例を遵守し、情報の共有には十分な配慮が必要です。

(まちづくりの視点)

第9条 市民、市議会及び市は、すべての人の人権を尊重するとともに、次に掲げる視点を考慮し、まちづくりを行うものとします。

- (1) 健康に暮らすことのできるまち
- (2) 安全及び安心を実感できるまち
- (3) 地域コミュニティが充実し、豊かな人間関係が育まれるまち
- (4) 互いの文化的違いを認め合う多文化共生のまち

【解説】

まちづくりに当たっては、まず「人権の尊重」を取組の基本とし、その上で、ここに掲げた4つの視点を考慮しながら進めていくものとしています。

この4つの視点は、本市で暮らす市民が、快適な生活を営む上で、非常に身近で大切と考えられることを取り上げています。

これらの視点を考慮したまちづくりは、本条例の目的である住みよいまちをつくっていくことに繋がり、鈴鹿市民憲章の趣旨にも繋がるものと考えます。

第3章 市民、市議会及び市の役割

(市民の役割)

第10条 市民は、まちづくりの主体であり、その責任を自覚し、まちづくりへの積極的な参加及び取組に努めるものとします。

- 2 まちづくりへの参加及び取組に当たっては、市民は、自らの発言及び行動に責任を持つものとします。

【解説】

市民は、まちづくりの主体であるとの自覚を持って、まちづくりに積極的に

参加し、取り組むよう努めることが必要です。

まちづくりへの参加は、決して強制されるものではありませんが、参加に当たっては、お互いを尊重し認め合った上で、自分の発言と行動に責任を持つことが求められます。

(市議会の役割)

第11条 市議会は、市民の意見がまちづくりに反映されるよう努めるとともに、その過程を市民に明らかにするよう努めるものとします。

【解説】

市議会は、本市の意思を決定する役割や、市長などの執行機関を監視・評価するなど、いろいろな役割を担っていますが、本条例では、まちづくりは市民参加によって進められるという考えから、市議会は、市民の意見がまちづくりに反映されるよう努めるとともに、その過程を市民に明らかにするよう努めるものとしています。

(市の役割)

第12条 市は、長期的視点に立って、まちづくりに積極的に取り組むものとします。

2 市は、まちづくりが円滑に行われるよう、適切な支援に努めるものとします。

3 市の職員は、経験又は能力を生かして、まちづくりへの積極的な参加及び取組に努めるものとします。

【解説】

市は、本条例の目的を達成するために、将来を見据えた長期的な視点に立ってまちづくりに取り組み、また市民の皆さんによるまちづくりが円滑に進むように、様々な形で、適切な支援に努めるものとしています。

また、市職員は、全体の奉仕者として、適法かつ公平・公正に職務を遂行するとともに、一市民としても、積極的にまちづくりに参加し、専門知識や経験を生かした取組に努めるものとしています。

第4章 まちづくりを推進する仕組み

(市民参加及び協働の仕組みづくり)

第13条 市は、まちづくりに市民が参加できる仕組み及び市民との協働を推進する仕組みの整備に努めるものとします。

【解説】

本市では、既に、様々な形で市民参加や協働によるまちづくりが行われています。より効果的にまた計画的にまちづくりを進めていくためには、この条例の考え方に沿った市民参加や協働のルールづくり等の仕組みが必要であり、市はその整備に努めるものとしています。

(地域づくりの組織)

第14条 市民は、地域の実情又は必要に応じて、一定の地域におけるまちづくりに取り組む組織（以下「地域づくりの組織」という。）をつくることができるものとします。

2 地域づくりの組織は、市と連携してその地域が抱える様々な課題の解決に努めるものとします。

【解説】

地域では、防災・防犯や福祉、環境等、様々な課題があります。地域づくりは、市民が連携・協力して、これらの課題に取り組み、場合によっては行政とも協力しながら、地域に必要な事業や活動を行うことによって、住みよい地域をつくっていくことです。市民は、このような地域づくりを行う組織を自主的・自発的につくることができます。

本市では、地域の特性に応じて、地区市民センターの所管区域等の一定区域において、自治会をはじめとする地域で活動する様々な団体や地域住民によって構成された「地域づくり協議会」の設立を推進しています。

(人材育成)

第15条 市民及び市は、まちづくりを担う人材の発掘及び育成に努めるものとします。

【解説】

まちづくりを進めていくためには、人材の発掘や育成が非常に重要です。

市民による人材の発掘や育成は、地域づくりの組織やNPOなどから地域住民や様々な団体などに広く働きかけて、まちづくりへの協力者や参加者を募り、活動の裾野を広げていたり、先進的な取組を行っている団体との交流や各種

研修会等への参加によって図られるものと考えます。

また、市は、その重要性を十分に認識するとともに、市民を対象にまちづくりに対する意識の醸成やスキルの向上等を目的とした研修会や講演会等を開催し、活動の活性化を図るとともに、人材の発掘や育成を支援していくものとしています。

(住民投票)

第16条 市長は、まちづくりに関する重要事項について、必要があると認める場合には、別に条例で定め、住民投票を実施することができるものとします。

【解説】

住民投票は、間接民主制を補完する制度であり、住民の生活に重大な影響を及ぼすような事案が発生した場合に、直接、住民の意思を確認するために行うものです。

ここで言う住民投票は、投票の実施に必要な要件や参加資格等を、あらかじめ条例で定めておく「常設型」の住民投票条例を想定したものではありません。

ともに住民を代表する市議会と市長が、対等の機関として、それぞれの役割を果たす二元代表制のもと、市においても、また市議会においても、意見の集約が困難で重要な案件が発生した場合に、その案件に限定した住民投票条例を制定する「個別設置型」を想定したものとしています。

住民投票の実施に必要な要件や参加資格等については、案件に応じて、それぞれ条例に定めることとなりますが、その際には、議案として上程するため、市議会において十分な議論がなされるものと考えます。

第5章 行政運営

(基本構想等)

第17条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想、基本構想の実現を図るための基本計画等を策定します。

【解説】

本条例が定めるまちづくりの基本原則等に沿って、総合的かつ計画的な行政運営を行うために、市は、基本構想、基本構想等の実現を図るための基本計画等を定めることとしています。

基本構想等の策定を本条例に規定することにより、基本構想や基本計画等が、条例の目指すまちづくりを具現化するための、市の最上位の計画であることを位置づけています。

(行政運営の方針)

第18条 市は、最少の経費で最大の効果を上げるよう、行政運営を行うものとします。

【解説】

ここでは、人的資源、物的資源、財源等の市の資源を効果的・効率的に活用し、最少の経費によって最大の効果を上げるよう、行政運営を行うことを定めています。

これは、行政運営に当たって、最も基本的な事項であると考えます。

(市民の意見の反映)

第19条 市は、市民の意見をまちづくりに反映するよう努めるとともに、その過程を市民に明らかにするよう努めるものとします。

2 市は、市民から提出された意見には、誠実かつ迅速な対応に努めるものとします。

【解説】

市には、手紙やメール、またパブリックコメントやアンケート等の様々な形で市民の意見が寄せられています。

市民参加によるまちづくりを進めていくためには、市民の意見に誠実かつ迅速に対応し、市民の意見を市政に反映するよう努めるとともに、行政運営の透明性を確保するため、その過程を明らかにすることが必要と考えています。

(説明責任)

第20条 市は、市の事業の計画段階から実施及び評価に至るまで、その情報を市民に対して公表し、行政の透明性を高め、説明責任を果たすよう努めるものとします。

【解説】

市は、公正な行政運営を推進していくために、市が行う事業について、市民に公表し、分かりやすく説明するよう努めなければなりません。

市が行う事業は、多種多様であるため、市民への影響が大きいと考えられる事業を中心に、公表に努めていくものとしています。

それぞれの事業について、分かりやすく説明することが市民の市政に関する知る権利を保障することに、また市民がまちづくりに参加しやすい環境づくりに繋がるものと考えます。

(情報の公開及び提供)

第21条 市は、行政運営に関する情報を広く公開するとともに、これを積極的に提供するよう努めるものとします。

2 市は、市の保有する情報が市民共有の財産であることを認識し、適正に管理するものとします。

【解説】

市民の市政に関する知る権利を保障し、行政運営の透明性を確保するために、市は保有する情報を広く公開するとともに、市民が必要とする情報については、積極的な提供に努めるものとしています。

情報公開の具体的な内容については、「鈴鹿市情報公開条例」に基づくことになりますが、市民参加のまちづくりを進めるために、大変重要な事項であることから、この条例においても定めています。

(個人情報保護)

第22条 市は、基本的人権を守るため、個人の権利利益が侵害されることのないよう、個人情報を適正に取り扱うものとします。

2 市は、市が保有する個人情報を市民に提供するに当たっては、その取扱いについて適切な助言を行うものとします。

【解説】

市民参加のまちづくりを進めるためには、情報の公開や提供は大変重要なことですが、個人の権利や利益が侵害されることがないように、市が保有する個人情報については、厳重に管理する必要があります。

個人情報保護の具体的な内容については、「鈴鹿市個人情報保護条例」に基づくことになりますが、まちづくりを行う上で、大変重要な事項であることから、この条例においても定めています。

(評価)

第23条 市は、効率的で効果的な行政運営を図るため、事業についての評価を行うものとします。

2 市は、前項の結果を市の事業に反映するものとします。

【解説】

ここでは、市が実施する様々な事業について評価を行い、その結果を事業の改善に生かしていくという評価の基本的な考え方を示しています。

なお、ここでの評価は、一定の評価手法に従って実施するものだけでなく、各担当部局が事業終了後に行っている検証、市民や有識者等が参画する各種審議会等による評価、パブリックコメントやアンケート、広聴会等を行う中での評価等も含め、評価のあり方を広く捉えています。

(国及び他の地方公共団体との関係)

第24条 市は、まちづくりを推進するため、国及び他の地方公共団体と対等な関係に立ち、積極的な連携及び協力に努めるものとします。

【解説】

地方分権の考え方から、国や県との関係については、市は対等な立場に立ち、その上で、広域にまたがる課題や、本市だけでは解決が困難な問題等を効率的・効果的に解決するため、国や三重県、県内の市町、また状況に応じて、県外の地方公共団体との連携・協力に努めることとしています。

第6章 条例の推進及び見直し

(条例の推進)

第25条 市は、市民及び市議会とこの条例の目的を共有するとともに、この条例を積極的に推進するものとします。

【解説】

本条は、住みよいまちをつくっていくというこの条例の目的を、市民、市議会と共有しながら、この条例に取り組む市の姿勢を示しています。

ここで言う「条例の推進」の「条例」という文言は、本条例に定めている各条文を総称した表現として用いています。

すなわち、住みよいまちをつくっていくために、市は、それぞれの条文の規定に基づき、積極的に推進していくことを定めています。

(条例の見直し)

第26条 市は、社会情勢の変化等により、必要があると認める場合は、速やかにこの条例の改正その他必要な措置を講じるものとします。

【解説】

この条例は、本市のまちづくりについて、基本原則やルールを定めた理念的な条例であり、その内容はある程度恒久的なものとなっています。

しかし、今後、本市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化し、この条例の規定と実態が合わなくなった場合には、速やかに改正等必要な措置をとることが必要であることから、条例の見直しについて定めています。

お問い合わせ先

鈴鹿市 地域振興部 地域協働課

〒513-8701

鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号

T E L 059-382-8695

F A X 059-382-2214

E-mail chiikikyodo@city.suzuka.lg.jp